## 平成二十五年経済産業省令第三十四号 電気用品の技術上の基準を定める省令

業省令第八十五号)の全部を改正する省令を次の 四号)第八条第一項の規定に基づき、電気用品の ように定める。 技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十

改正する省令 電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を

第二章

目

第一章

危険源に対する保護(第七条―第十七 一般要求事項(第二条—第六条)総則(第一条)

第四章 雑音の強さ(第十八条)

第五章 表示等(第十九条—第二十条)

## 章 総則

第一条 この省令は、電気用品安全法第八条第一 項に規定する経済産業省令で定める技術上の基 準を定めるものとする。

第二章 一般要求事項

(安全原則)

第二条 電気用品は、通常の使用状態において、 おそれがないよう設計されるものとする。 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える

好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 るために、形状が正しく設計され、組立てが良 (安全機能を有する設計等) 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す

第三条 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険 ける被害を軽減する安全機能を有するよう設計 されるものとする。 な状態の発生を防止するとともに、発生時にお

当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等 ために必要な情報及び使用上の注意について、 れるときは、当該電気用品の安全性を確保する ってはその安全性の確保が困難であると認めら (供用期間中における安全機能の維持) への表示又は記載がされるものとする。 電気用品は、前項の規定による措置のみによ 2

第四条 電気用品は、 れる供用期間中、安全機能が維持される構造で あるものとする。 当該電気用品に通常想定さ

(使用者及び使用場所を考慮した安全設計)

第五条 電気用品は、想定される使用者及び使用 される場所を考慮し、 人体に危害を及ぼし、 又 |第十二条 電気用品は、当該電気用品に含まれる 化学物質が流出し、

るものとする。 され、及び必要に応じて適切な表示をされてい は物件に損傷を与えるおそれがないように設計

(耐熱性等を有する部品及び材料の使用)

第六条 電気用品には、当該電気用品に通常想定 等を有する部品及び材料が使用されるものとす される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性

第三章 危険源に対する保護

(感電に対する保護)

第七条 電気用品には、使用場所の状況及び電圧 る措置が講じられるものとする。 に応じ、感電のおそれがないように、 次に掲げ

護すること。 に、必要に応じて、 危険な充電部への人の接触を防ぐととも 接近に対しても適切に保

に抑制されていること。 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよう

(絶縁性能の保持)

第八条 電気用品は、通常の使用状態において受 けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か るものとする。 つ、使用場所の状況に応じ、 絶縁性能が保たれ

(火災の危険源からの保護)

第九条 電気用品には、発火によって人体に危害 が講じられるものとする。用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置 いように、発火する温度に達しない構造の採を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがな (火傷の防止)

第十条 電気用品には、通常の使用状態におい らないこと、発熱部が容易に露出しないこと等 じられるものとする。 の火傷を防止するための設計その他の措置が講 人体に危害を及ぼすおそれがある温度とな

第十一条 電気用品には、それ自体が有する不安 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損 定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 (機械的危険源による危害の防止)

傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ

がないように、必要な強度を持つ設計その他の 危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ の他の措置が講じられるものとする。 措置が講じられるものとする。 械的作用によって生じる危険源によって人体に 電気用品には、通常起こり得る外部からの機

(化学的危険源による危害又は損傷の防止)

又は溶出することにより、

おそれがないものとする。 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える (電気用品から発せられる電磁波による危害の

第十三条 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそ れのある電磁波が、外部に発生しないように措 置されているものとする。

第十四条 電気用品は、当該電気用品に通常想定 がないように設計され、及び必要に応じて適切 な表示をされているものとする。 危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ される無監視状態での運転においても、 (使用方法を考慮した安全設計)

第十五条 電気用品は、不意な始動によって人体 れがないものとする。 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ

2 る は物件に損傷を与えるおそれがないものとす きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又 電気用品は、動作が中断し、又は停止したと

3 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ 電気用品は、不意な動作の停止によって人体 れがないものとする。

第十六条 電気用品は、当該電気用品を接続する し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 な電流に耐えることができるものとする。 するよう安全装置の作動特性を設定するととも に、安全装置が作動するまでの間、回路が異常

第十七条 電気用品は、電気的、磁気的又は電磁 防止する構造であるものとする。的妨害により、安全機能に障害が生じることを

す雑音を発生するおそれがないものとする。 て、 放送受信及び電気通信の機能に障害を及

第五章 表示等

第十八条 電気用品は、通常の使用状態にお

第四章 雑音の強さ

年法律第百四号)によるものを除く。)を、見用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七第十九条 電気用品は、安全上必要な情報及び使 やすい箇所に容易に消えない方法で表示され ものとする。

(長期使用製品安全表示制度による表示)

の規定によるほか、当該各号に定めるところに第二十条 次の各号に掲げる製品の表示は、前条

明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法 気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、 り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換 乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気 製造年 次に掲げる事項を表示すること。

三十二条の三第一項第一号に規定する設計 安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第

設計上の標準使用期間(消費生活用製品

標準使用期間をいう。以下同じ。)

(始動、再始動及び停止による危害の防止)

を表示すること。

本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、

か

電気冷房機 (産業用のものを除く。)

至るおそれがある旨

と、経年劣化による発火、けが等の事故に

設計上の標準使用期間を超えて使用する

つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項

(保護協調及び組合せ)

電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を

至るおそれがある旨

と、経年劣化による発火、けが等の事

設計上の標準使用期間を超えて使用する

設計上の標準使用期間

(電磁的妨害に対する耐性)

方法で、次に掲げる事項を表示すること。 用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所 洗濯機と一体となっているものに限り、産業 有するものを除く。) 及び電気脱水機(電気 に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない

設計上の標準使用期間

至るおそれがある旨 と、経年劣化による発火、けが等の事故に 設計上の標準使用期間を超えて使用する

兀 に消えない方法で、 やすい箇所に、明瞭に判読でき、 限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 ること。 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの 次に掲げる事項を表示す かつ、容易

製造年

(D) 設計上の標準使用期間

| 2 |  |
|---|--|
|   | (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 附 則 1 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。 2 この省令の施行前に製造され、又は輸入された電気用品に係る技術上の基準については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお、後前の例による。 |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |